

電話サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新																
第2表 工事に関する費用（附帯サービスに関するものを除きます。） 第1 施設設置負担金（略） 第2 工事費 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) ～ （略） (9)</td><td>（略）</td></tr><tr><td>(10) 番号ポータビリティに伴う電話番号の付与に関する工事費の適用</td><td>番号ポータビリティ（<u>接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条に規定するものをいいます。</u>以下同じとします。）に伴う電話番号の付与に関する工事費は、番号ポータビリティが行われた契約者回線について、契約者から同じ場所で継続してその契約者回線を利用したい旨の請求があった場合に、番号ポータビリティの対象となった電話番号に替えて、新たな電話番号を付与する場合に適用します。</td></tr><tr><td>(11) ～ （略） (15)</td><td>（略）</td></tr></table>	区 分	内 容	(1) ～ （略） (9)	（略）	(10) 番号ポータビリティに伴う電話番号の付与に関する工事費の適用	番号ポータビリティ（ <u>接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条に規定するものをいいます。</u> 以下同じとします。）に伴う電話番号の付与に関する工事費は、番号ポータビリティが行われた契約者回線について、契約者から同じ場所で継続してその契約者回線を利用したい旨の請求があった場合に、番号ポータビリティの対象となった電話番号に替えて、新たな電話番号を付与する場合に適用します。	(11) ～ （略） (15)	（略）	第2表 工事に関する費用（附帯サービスに関するものを除きます。） 第1 施設設置負担金（略） 第2 工事費 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) ～ （略） (9)</td><td>（略）</td></tr><tr><td>(10) 番号ポータビリティに伴う電話番号の付与に関する工事費の適用</td><td>番号ポータビリティ（事業法第50条に規定するものをいいます。以下同じとします。）に伴う電話番号の付与に関する工事費は、番号ポータビリティが行われた契約者回線について、契約者から同じ場所で継続してその契約者回線を利用したい旨の請求があった場合に、番号ポータビリティの対象となった電話番号に替えて、新たな電話番号を付与する場合に適用します。</td></tr><tr><td>(11) ～ （略） (15)</td><td>（略）</td></tr></table>	区 分	内 容	(1) ～ （略） (9)	（略）	(10) 番号ポータビリティに伴う電話番号の付与に関する工事費の適用	番号ポータビリティ（事業法第50条に規定するものをいいます。以下同じとします。）に伴う電話番号の付与に関する工事費は、番号ポータビリティが行われた契約者回線について、契約者から同じ場所で継続してその契約者回線を利用したい旨の請求があった場合に、番号ポータビリティの対象となった電話番号に替えて、新たな電話番号を付与する場合に適用します。	(11) ～ （略） (15)	（略）
区 分	内 容																
(1) ～ （略） (9)	（略）																
(10) 番号ポータビリティに伴う電話番号の付与に関する工事費の適用	番号ポータビリティ（ <u>接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条に規定するものをいいます。</u> 以下同じとします。）に伴う電話番号の付与に関する工事費は、番号ポータビリティが行われた契約者回線について、契約者から同じ場所で継続してその契約者回線を利用したい旨の請求があった場合に、番号ポータビリティの対象となった電話番号に替えて、新たな電話番号を付与する場合に適用します。																
(11) ～ （略） (15)	（略）																
区 分	内 容																
(1) ～ （略） (9)	（略）																
(10) 番号ポータビリティに伴う電話番号の付与に関する工事費の適用	番号ポータビリティ（事業法第50条に規定するものをいいます。以下同じとします。）に伴う電話番号の付与に関する工事費は、番号ポータビリティが行われた契約者回線について、契約者から同じ場所で継続してその契約者回線を利用したい旨の請求があった場合に、番号ポータビリティの対象となった電話番号に替えて、新たな電話番号を付与する場合に適用します。																
(11) ～ （略） (15)	（略）																
	附 則（令和6年12月24日企営第000200000454号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和7年1月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。																

総合デジタル通信サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新																
第2表 工事に関する費用（附帯サービスに関するものを除きます。） 第1 削除 第2 工事費 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) ～ (略) (7)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(8) 番号ポータビリティに伴う契約者回線番号の付与に関する工事費の適用</td><td>番号ポータビリティ（<u>接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条に規定するものをいいます。</u>以下同じとします。）に伴う契約者回線番号の付与に関する工事費は、番号ポータビリティが行われた契約者回線について、契約者から同じ場所で継続してその契約者回線を利用したい旨の請求があった場合に、番号ポータビリティの対象となった契約者回線番号に替えて、新たな契約者回線番号を付与する場合に適用します。</td></tr><tr><td>(9) ～ (略) (12)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (7)	(略)	(8) 番号ポータビリティに伴う契約者回線番号の付与に関する工事費の適用	番号ポータビリティ（ <u>接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条に規定するものをいいます。</u> 以下同じとします。）に伴う契約者回線番号の付与に関する工事費は、番号ポータビリティが行われた契約者回線について、契約者から同じ場所で継続してその契約者回線を利用したい旨の請求があった場合に、番号ポータビリティの対象となった契約者回線番号に替えて、新たな契約者回線番号を付与する場合に適用します。	(9) ～ (略) (12)	(略)	第2表 工事に関する費用（附帯サービスに関するものを除きます。） 第1 削除 第2 工事費 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) ～ (略) (7)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(8) 番号ポータビリティに伴う契約者回線番号の付与に関する工事費の適用</td><td>番号ポータビリティ（事業法第50条に規定するものをいいます。以下同じとします。）に伴う契約者回線番号の付与に関する工事費は、番号ポータビリティが行われた契約者回線について、契約者から同じ場所で継続してその契約者回線を利用したい旨の請求があった場合に、番号ポータビリティの対象となった契約者回線番号に替えて、新たな契約者回線番号を付与する場合に適用します。</td></tr><tr><td>(9) ～ (略) (12)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (7)	(略)	(8) 番号ポータビリティに伴う契約者回線番号の付与に関する工事費の適用	番号ポータビリティ（事業法第50条に規定するものをいいます。以下同じとします。）に伴う契約者回線番号の付与に関する工事費は、番号ポータビリティが行われた契約者回線について、契約者から同じ場所で継続してその契約者回線を利用したい旨の請求があった場合に、番号ポータビリティの対象となった契約者回線番号に替えて、新たな契約者回線番号を付与する場合に適用します。	(9) ～ (略) (12)	(略)
区 分	内 容																
(1) ～ (略) (7)	(略)																
(8) 番号ポータビリティに伴う契約者回線番号の付与に関する工事費の適用	番号ポータビリティ（ <u>接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条に規定するものをいいます。</u> 以下同じとします。）に伴う契約者回線番号の付与に関する工事費は、番号ポータビリティが行われた契約者回線について、契約者から同じ場所で継続してその契約者回線を利用したい旨の請求があった場合に、番号ポータビリティの対象となった契約者回線番号に替えて、新たな契約者回線番号を付与する場合に適用します。																
(9) ～ (略) (12)	(略)																
区 分	内 容																
(1) ～ (略) (7)	(略)																
(8) 番号ポータビリティに伴う契約者回線番号の付与に関する工事費の適用	番号ポータビリティ（事業法第50条に規定するものをいいます。以下同じとします。）に伴う契約者回線番号の付与に関する工事費は、番号ポータビリティが行われた契約者回線について、契約者から同じ場所で継続してその契約者回線を利用したい旨の請求があった場合に、番号ポータビリティの対象となった契約者回線番号に替えて、新たな契約者回線番号を付与する場合に適用します。																
(9) ～ (略) (12)	(略)																
	附 則（令和6年12月24日企第000200000454号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和7年1月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。																

音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧		新	
第2表 工事に関する費用		第2表 工事に関する費用	
第1 工事費		第1 工事費	
1 適用		1 適用	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1) ～ (略) (4)	(略)	(1) ～ (略) (4)	(略)
(5) 変更前の電気 通信番号と同一の 契約者回線番号となる 場合の工事費 の適用	現に利用している電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約の解除、契約者回線の利用休止、契約者回線の移転（電話サービスに係るものに限ります。）、番号情報送出機能の利用の廃止若しくはポート識別情報送出機能の利用の廃止と同時に同一の番号が契約者回線番号となる場合又は番号ポータビリティ（第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条に規定するものをいいます。）によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となる場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に2,000円(税込価格 2,200円)を加算して適用します。	(5) 変更前の電気 通信番号と同一の 契約者回線番号となる場合の 工事費の適用	次の場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に2,000円(税込価格 2,200円)を加算して適用します。 <u>ア 現に利用している電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約の解除、契約者回線の利用休止、契約者回線の移転（電話サービスに係るものに限ります。）、番号情報送出機能の利用の廃止若しくはポート識別情報送出機能の利用の廃止と同時に同一の番号が契約者回線番号となるとき。</u> <u>イ 番号ポータビリティ（事業法第50条に規定するものをいいます。）によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となるとき。</u>
(6) ～ (略) (9)	(略)	(6) ～ (略) (9)	(略)
		附 則（令和6年12月24日東経営第000200000454号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和7年1月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。	